第十三条第三項の表を次のように改める。

区分	衆議院議員選挙	参議院議員選挙
町村 選挙人の数が千人未満のもの	二六七、七六三	二一九、一六六
町村 選挙人の数が千人以上二千人未満のもの	二六七、七六三	二一九、一六六
町村 選挙人の数が二千人以上三千人未満のもの	四五〇、七二一	三七二、三七三
町村 選挙人の数が三千人以上五千人未満のもの	八三一、二九五	六五七、三二四
町村 選挙人の数が五千人以上一万人未満のもの	一、〇二六、〇八三	一、〇二九、六一〇
町村 選挙人の数が一万人以上二万人未満のもの	一、五三〇、八四六	一、二四八、七七六
町村 選挙人の数が二万人以上のもの	一、七九八、六〇九	一、四六七、九四二
都道府県 選挙人の数が五十万人未満のもの	一、〇七〇、六五三円	八〇八、〇四〇円
都道府県 選挙人の数が五十万人以上七十五万人未満のもの	一、二一二、〇六〇	九〇九、〇四五
都道府県 選挙人の数が七十五万人以上百万人未満のもの	一、三五三、四六七	一、〇一〇、〇五〇
都道府県 選挙人の数が百万人以上百二十五万人未満のもの	一、三五三、四六七	一、〇一〇、〇五〇
都道府県 選挙人の数が百二十五万人以上百五十万人未満のもの	一、三五三、四六七	一、〇一〇、〇五〇
都道府県 選挙人の数が百五十万人以上二百万人未満のもの	一、四七四、六七三	一、一一一、〇五五
都道府県 選挙人の数が二百万人以上二百五十万人未満のもの	一、四七四、六七三	一、一一一、〇五五
都道府県 選挙人の数が二百五十万人以上三百万人未満のもの	一、四七四、六七三	一、一一一、〇五五
都道府県 選挙人の数が三百万人以上のもの	二、四二四、一二〇	一、八一八、〇九〇
都道府県の支庁又は地方事務所 認定出先機関	五四五、四二七	四〇四、〇二〇
大都市 区 選挙人の数が三万人未満のもの	三五八、〇五五	二六三、八三〇
大都市 区 選挙人の数が三万人以上五万人未満のもの	七五、三八〇	五六、五三五
大都市 区 選挙人の数が五万人以上十万人未満のもの	一三一、九一五	九四、二二五
大都市 区 選挙人の数が十万人以上十五万人未満のもの	二二六、一四〇	一六九、六〇五
大都市 区 選挙人の数が十五万人以上のもの	三二〇、三六五	二四四、九八五
町村 選挙人の数が千人未満のもの	—	—
町村 選挙人の数が千人以上二千人未満のもの	—	—
町村 選挙人の数が二千人以上三千人未満のもの	—	—
町村 選挙人の数が三千人以上五千人未満のもの	五六、五三五	三七、六九〇
町村 選挙人の数が五千人以上一万人未満のもの	七五、三八〇	五六、五三五
町村 選挙人の数が一万人以上二万人未満のもの	七五、三八〇	五六、五三五
町村 選挙人の数が二万人以上のもの	七五、三八〇	五六、五三五

第十三条第四項中「一万三千六十八円」を「一万六千二百三十六円」に、「六千五百三十四円」を「八千百十八円」に改め、同項の表を次のように改める。

都道府県、市町村等 ＼ 寒冷地手当の支給地域	都道府県	都道府県の支庁、地方事務所若しくは認定出先機関又は市区町村
一級地	三二、四七二円	一六、二三六円
二級地	二八、五七五	一四、二八八
三級地	二七、七六四	一三、八八二
四級地	二二、四〇六	一一、二〇三

第十三条の二第一項中「千七十三円」を「千二百三十六円」に改め、同条第二項中「一万九百円」を「一万二千四百円」に改める。

第十三条の三中「二千百四十九円」を「千八百七十五円」に、「五百八十九円」を「七十五円」に、「千六百二十九円」を「千二百七十五円」に、「千百九円」を「六百七十五円」に改める。

第十四条第一項第一号中「一万八百円」を「一万二千二百円」に改め、同項第二号及び第三号中「一万二千八百円」を「一万四千五百円」に改め、同項第四号中「一万千三百円」を「一万二千八百円」に改め、同項第五号中「一万八百円」を「一万二千二百円」に改め、同項第六号及び第七号中「一万九百円」を「一万二千四百円」に改め、同項第八号中「九千六百円」を「一万九百円」に改める。

第十五条第一項中「千六百二十四円」を「千七百六十一円」に、「百七十四円」を「百八十九円」に改める。

第十七条第二項中「二、一九三、一一〇」を「二、二六六、六八八」に、「一、二三五、一三四」を「一、二七六、一一八」に、「百十万七千三百五十二円」を「百十二万七百五十九円」に、「六十七万五千九十三円」を「六十八万三千二百六十六円」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から施行する。

（適用区分）

第二条　この法律による改正後の国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律（以下「新法」という。）の規定（新法第十三条の三の規定を除く。）は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）以後その期日を公示され又は告示される国会議員の選挙、最高裁判所裁判官国民審査又は日本国憲法第九十五条の規定による投票について適用し、施行日の前日までにその期日を公示され又は告示された国会議員の選挙、最高裁判所裁判官国民審査又は日本国憲法第九十五条の規定による投票については、なお従前の例による。

2　新法第十三条の三の規定は、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第三十条の三第一項に規定する申請の時の属する日（同法第三十条の二第三項に規定する在外選挙人名簿への登録の移転の申請（以下「在外選挙人名簿への登録の移転の申請」という。）にあっては、同法第三十条の五第四項の規定による申請の日。以下「申請の日」という。）が施行日以後である在外選挙人名簿の登録の申請又は在外選挙人名簿への登録の移転の申請について適用し、申請の日が施行日の前日以前である在外選挙人名簿の登録の申請又は在外選挙人名簿への登録の移転の申請については、なお従前の例による。

総務大臣　村上誠一郎
財務大臣　加藤　勝信
内閣総理大臣　石破　茂